令和8年度　富士･東部建設事務所管内

雪氷対策実施計画



山梨県　富士･東部建設事務所

令和8年12月

＜目次＞

Ⅰ.除排雪体制について

①除雪実施体制　P4
②体制発令基準　P7
③関係機関　P8
④除雪排雪作業準備　P9
⑤排雪場所　P13

Ⅱ.非常時体制（異常降雪時）における対応

①支部内の体制づくり　P14
②除雪優先路線の優先除雪　P15
③非常体制発令から災害対策本部体制の除雪　P18

Ⅲ.雪氷対策期間における交通対策

・事故防止および早期の円滑な道路啓開に向けた制限　P21

巻末資料

①除雪　委託業者路線図 （都留市、大月市、上野原市、小菅村・丹波山村）

②融雪剤散布　委託業者路線図 （富士・東部建設事務所管内）

③除雪路線区間割図 （富士・東部建設事務所管内）

雪氷対策本部→山梨県道路管理課
雪氷対策支部→山梨県各建設事務所

Ⅰ.除排雪体制について

①除雪実施体制

富士・東部建設事務所における除雪体制は、つぎのとおりとする。

支部長・・・所長
副支部長・・・技術次長
支部職員・・・事務所職員

富士・東部建設事務所
大月市大月町花咲1608-3
TEL：0554-22-7800（代表）
TEL：0554-22-7814（道路維持担当）
FAX：0554-22-7818

対象エリア

富士・東部建設事務所管内の管理道路
（都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村）

雪氷対策体制の確立期間

令和8年12月1日～令和9年3月31日

支部の役割

・道路交通状況の把握、地域との連携
・関係機関との情報共有
・異常降雪が予想される場合には速やかな非常体制への移行
・支部の業務はP5のとおり

Ⅰ.除排雪体制について

支部の業務

体制	支部の業務内容	
	除雪作業	通行規制他
準備体制	1）委託業者待機状況の確認 2）各機関との連絡体制の確認	
注意体制	1）本部への状況報告 2）路面状況の的確な把握 3）凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 4）積雪深 10cm に達した場合、除雪作業の開始を指示　→ なお、積雪深10cmに達する前に開始を臨機に指示する場合もある。	1）必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼
警戒体制	1）本部への状況報告 2）凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 3）積雪深が 10cm 以上の場合、除雪作業の継続を指示 4）委託業者との情報連絡により各道路の積雪状況及び除雪作業の進捗状況を把握し、除雪作業の必要性に応じて「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」等に基づいた各支部への応援を要請	1）必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2）一時的、部分的通行規制の実施
非常体制	1）本部への状況報告 2）除雪作業の継続を指示 3）「異常豪雪時における道路除雪等の相互応援に関する協定」に基づき、本部を通じ、他道路管理者への応援要請を依頼 4）降雪状況に応じて、本部を通じ、他地方自治体や TEC-FORCE 等への応援要請を依頼	1）必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2）交通管理者との連携のもと、通行規制、通行止めを実施

Ⅰ.除排雪体制について

連絡及び配備体制

区　　分	本　　部	支　　部
大雪注意報または大雪警報が発令された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部の第1連絡者に連絡する。（道路防災担当） 配備当番員は、道路管理課にて配備体制を執る。	道路管理課からの連絡を受け、所定の配備体制に入る。
大雪注意報が大雪警報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部へ連絡する。 配備体制については、規模を強化して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、規模を強化して継続する。
大雪警報が大雪注意報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。
大雪注意報が解除された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、解除する。	道路管理課からの連絡があるので、必要な連絡を済ませてから配備体制を解除する。

②体制発令基準

通常時体制

配備時には、道路課内で待機するものとする。

■準備体制
【発令基準】
・気象予報等により降雪または凍結が予想される場合
・除雪業者の自主待機の確認

道路維持担当対応

2名　配備

■注意体制
【発令基準】
・交通に支障が生じる恐れがある場合
・積雪深が10cmに達した場合
・大雪注意報発令時

上記配備とは別に
道路維持担当対応

4名　配備

■警戒体制
【発令基準】
・一般交通を確保できないと判断される場合
・積雪深が20cmに達しさらに降雪の恐れがある場合
・大雪警報発令時

上記配備とは別に
道路維持担当対応

支部長以下
参集

■非常体制
【発令基準】
・路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合
・県内の広範囲で積雪深が30cmを大きく超えさらに積雪が見込まれる場合
・異常降雪による災害警戒本部が設置された場合

非常時体制へ切り替え

→Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応　参照
除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施

→災害対策本部体制
「山梨県災害対策本部立ち上げ」

降雪量　大

③関係機関

●国土交通省

甲府河川国道事務所　大和国道出張所　TEL 0553-48-2514　FAX 0553-48-2814
甲府河川国道事務所　大月出張所　TEL 0554-22-2411　FAX 0554-23-3576

●山梨県

県土整備部　道路管理課　TEL 055-223-1695　FAX 055-223-1699
峡東建設事務所　道路課道路維持担当　TEL 0553-20-2734　FAX 0553-20-2719
富士・東部建設事務所　道路課道路維持担当　TEL 0554-22-7814　FAX 0554-22-7818
富士・東部建設事務所吉田支所　道路課道路維持担当　TEL 0555-24-9087　FAX 0555-24-9052

●市役所・村役場

都留市建設課　TEL 0554-43-1111　FAX 0554-43-5049
大月市建設課　TEL 0554-20-1839　FAX 0554-20-1533
上野原市建設課　TEL 0554-62-3123　FAX 0554-62-1086
小菅村源流振興課　TEL 0428-87-0111　FAX 0428-87-0933
丹波山村振興課　TEL 0428-88-0211　FAX 0428-88-0207

●高速道路

中日本高速道路(株)八王子支社　甲府保全・サービスセンター　TEL 055-275-5121
中日本高速道路(株)八王子支社　大月保全・サービスセンター　TEL 0554-22-2151

●警察関係

警察本部交通規制課　TEL 055-221-0110
大月警察署　TEL 0554-22-0110　FAX 0554-22-0110
大月警察署都留分庁舎　TEL 0554-22-0110　FAX 0554-22-0110
上野原警察署　TEL 0554-63-0110　FAX 0554-63-0110

●消防関係

都留市消防本部　TEL 0554-43-2341　FAX 0554-45-1199
大月市消防本部　TEL 0554-22-0119　FAX 0554-23-0119
上野原市消防本部　TEL 0554-62-4112　FAX 0554-63-4119

④除雪排雪作業準備

●除雪業者

富士・東部建設事務所管内の除雪業者は巻末資料①
のとおり

●融雪剤散布業者

富士・東部建設事務所管内の融雪剤散布業者は巻末資料②
のとおり

☆除雪作業の待機指示基準

作業種目	待機指示基準
道路巡回／情報連絡	情報連絡業務と巡回要員（巡回員及び運転手）の待機は、以下のいずれかに該当したら指示することができる。 ①気象台予報（大雪注意報以上の予報）が出ているとき。 ②降雪等予測（5cm 以上の降雪または気温 2℃以下）により、作業が必要と考えられるとき。 ③その他（気象状況により経験的に作業が必要と考えられるとき。）
新雪除雪	機械運転要員（除雪トラック、除雪グレーダ）の待機は、下記の場合において指示することができる。 ①注意報・警報発令または降雪予測が 5cm を越えるとき。

（注）基地の所在地、降雪量、特性等を考慮し、待機指示の要領等を定めるものとする。

☆除雪作業の出動基準

工種		出動基準
雪道巡回工		1）気象予報（降雪、凍結予報）により、必要に応じて巡回を実施する。 2）上記の他、気象状況、路面状況により巡回が必要な下記の場合は巡回を実施する。 （イ）降雪、路面凍結等で交通障害が予想されるとき。 （ロ）所轄警察署、道路情報モニター、ドライバー、地域住民から交通障害等に関する情報があったとき。
一般除雪工	新雪除雪	1）雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに降雪が続くことが予想され、降雪 10cm に達したとき。
	路面整正	1）路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合。 2）連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のある場合。
	圧雪処理	1）気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れのある場合。
拡幅除雪工		1）降雪が本格的となり必要幅員の確保が困難になった場合。 2）雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員な確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき。
運搬除雪工		1）運搬排雪は交通可能な幅員確保が困難となり、引き続き降雪が予想される。
歩道除雪工		1）監督職員の指示した場合。
凍結防止工		1）路面凍結が予想される場合、または確認したとき。
消融雪施設の捜査		~~1）降雪の有無を確認したとき。~~ 2）路面凍結の有無を確認したとき。（ロードヒーティング）
その他		1）監督職員の指示があるとき。

→ **必要に応じて実施。**

→ **路線の特性、時期により変更する。**
当事務所では降雪5cmを目安に実施。

→ **必要に応じて実施。**

☆融雪剤散布作業の実施基準

通常時

通常時（事前散布）は、
　山間部カーブ区間　／　トンネル出入口区間の日陰　／　橋梁部（市街地含む）等で、
降霜、雨水、融雪水により路面が湿潤しており、
深夜から早朝にかけての路面温度低下により、路面凍結が発生する恐れのある箇所について凍結前に散布を行う。
　予想最低気温概ね0℃～3℃を目安に、路面状況等により散布の判断を行う。
　なお、管内融雪剤散布委託受託者（都留市・2社、大月市・2社、上野原市・3社、小菅村・1社、丹波山村・1社）により実施。

降雪時（除雪時・除雪後）

除雪時の散布は、
　降雪圧雪により除雪作業が困難な場合に除雪作業補助のために実施する。
除雪後の散布は、
　除雪後路面の再凍結の恐れがある場合に実施する。（融雪水、除雪残雪の再凍結防止）
　なお、管内融雪剤散布委託受託者のみならず、必要に応じて除雪業務委託受託者によっても実施する。

管理境の路線

これらの路線の除雪等作業については、除雪作業や融雪剤散布のタイミング（管理レベル）を可能な範囲で合わせる。

－峡東建設事務所－

国道４１１号（岩岳橋）

日影笹子線（笹子隧道）（冬季閉鎖あり）

－富士・東部建設事務所吉田支所－

都留道志線（道坂トンネル）

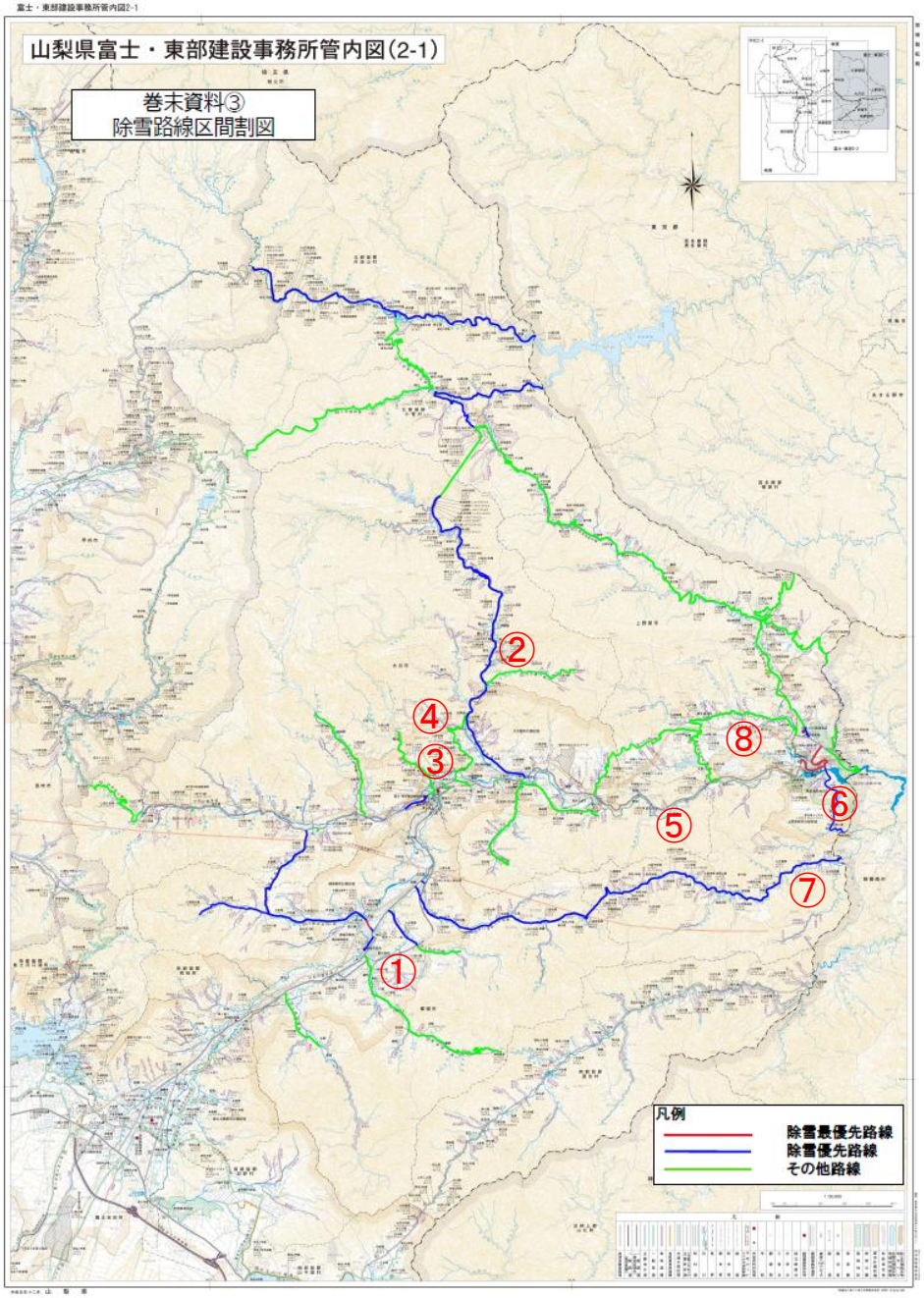
⑤排雪場所

非常時に必要となる排雪先を以下のとおり確保する。

番号	排雪地名	場所	管理者
①	菅野川　住吉橋下流河川敷	都留市法能	河川管理者(県)
②	旧大月市立瀬戸小学校　跡地グランド	大月市七保町瀬戸100	大月市
③	桂川河川敷	大月市賑岡町強瀬102地先	河川管理者(県)
④	旧大月市立畑倉小学校　跡地グランド	大月市賑岡町畑倉1284	大月市
⑤	山梨県桂川流域下水桂川清流センター	大月市梁川町塩瀬800	山梨県下水道公社
⑥	旧上野原市立島田中学校　跡地グランド	上野原市鶴島2255	上野原市
⑦	旧上野原市立桜井小学校　跡地グランド	上野原市秋山3325	上野原市
⑧	旧上野原市立大鶴小学校　公舎跡地	上野原市鶴川1571	上野原市

なお、使用に際しては管理者の許可を必要とする。

・県管理河川においては、緊急的に雪捨て場として活用する際には河川法の手続きを事後で行うことも可能（治第634号平成26年7月10日通知「雪捨て場としての河川敷地等の活用について」参照）



Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

①支部内の体制づくり

非常時体制移行時には、支部において下記の体制を速やかに構築する。

・情報収集・連絡班
　→道路状況や除雪状況等の把握、除雪班、窓口班並びに本部との連絡
　関係機関(道路管理者、警察、消防など)との連絡など

・除雪作業指示班
　→情報収集班からの情報を基に管内の除雪作業計画を立案しその作業を
　指示する。

・現場対応班
　→除雪作業の現場監督など

・窓口対応班
　→マスコミや一般者からの問い合わせ対応など

・総務班
　→県外等からの応援部隊の受け入れ、必要資機材の調達など

②除雪優先路線の優先除雪

1.除雪優先路線の設定

通常の除雪能力を超える降雪時においても道路交通の機能維持を図るため、高速道路、直轄国道を含めた県内道路における除雪作業の優先度を設定し、県外との交通、県内道路のネットワークを確保する。
優先度の考え方は、山梨県において非常体制が発令された時点から適用される。

2.優先度の区分

管内の区分は【巻末資料③】除雪路線区間割図に掲載

・除雪最優先路線

四日市場上野原線（国道20号分岐～桂川橋北詰） L=1.9km
都留インター線（寿町交差点（市道）～都留IC） L=0.6km
新田松留線 L=1.3km

・除雪優先路線

国道139号 L=24.7km
国道411号 L=16.1km
上野原丹波山線 外5路線

・除雪路線

3.優先度の定義

・除雪最優先路線

県外とのアクセス道路及び県内の骨格となる道路で、最も優先的に除雪作業を実施する路線。

これらの指標を基に選定

・除雪優先路線

除雪最優先路線に続いて優先的に除雪作業を実施する路線。

- 緊急輸送道路としての位置付けの有無
- 日交通量
- 市町村役場（本庁舎）への接続路線
- 救急病院への接続路線
- 消防署への接続路線
- 主要な排雪場への接続路線
- 生活圏相互間または他県とを接続する路線

・除雪路線

除雪最優先路線、除雪路線以外で除雪作業を実施する路線。

※優先度に関わらず、人命に関わる緊急対応及びライフライン途絶への対応時には、各機関からの要請に応じ、該当路線を優先して除雪する。

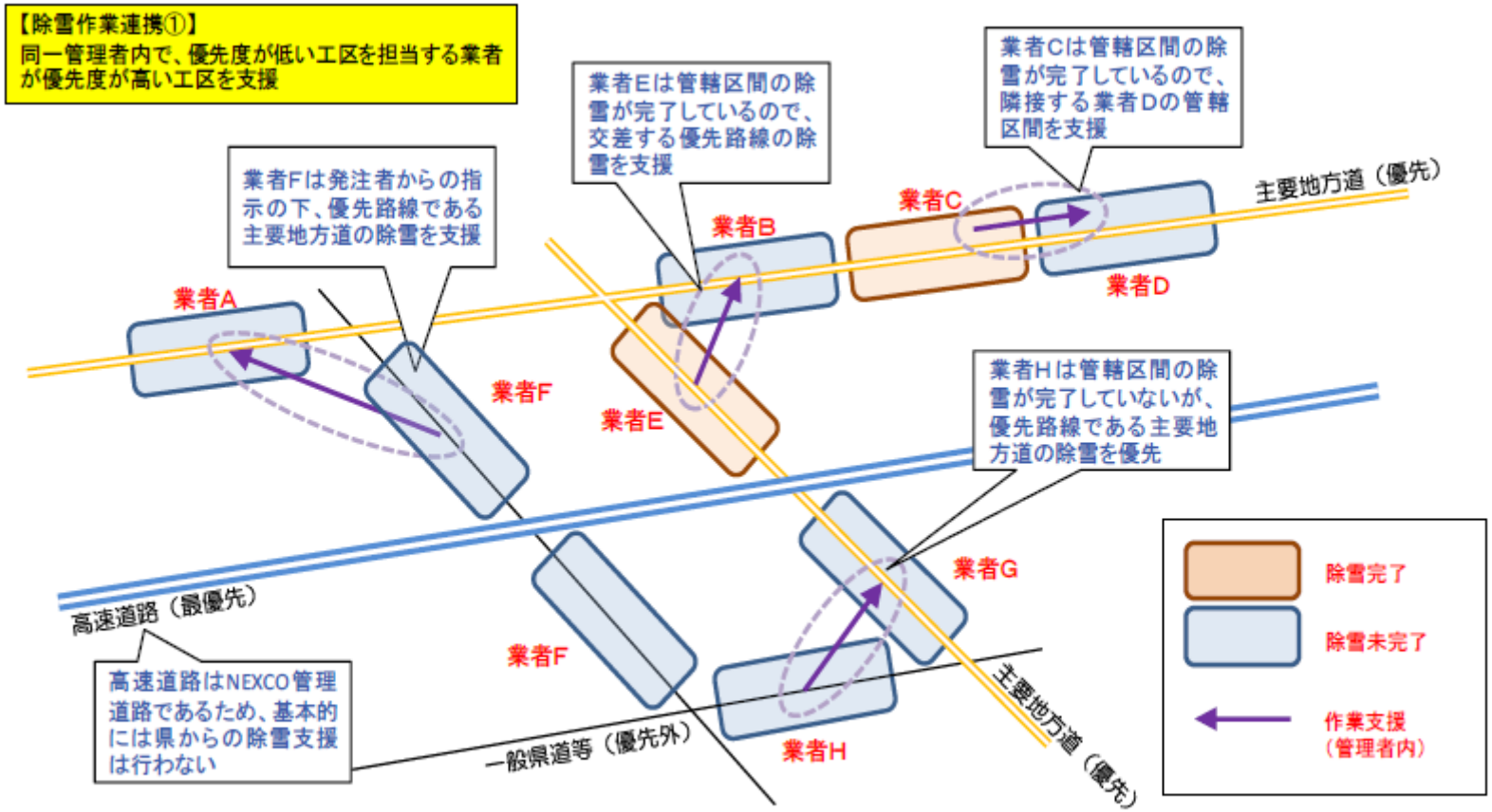
4.優先区分ごとの除雪目標

区分	除雪目標
①除雪最優先路線	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。異常降雪時においては、降雪後約５日以内に２車線の確保を図る。
②除雪優先路線	２車線幅員確保を原則とするが、状況によっては１車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には、７日程度以内に２車線又は１車線の確保を図る。
③除雪路線	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時通行不能もやむを得ない。

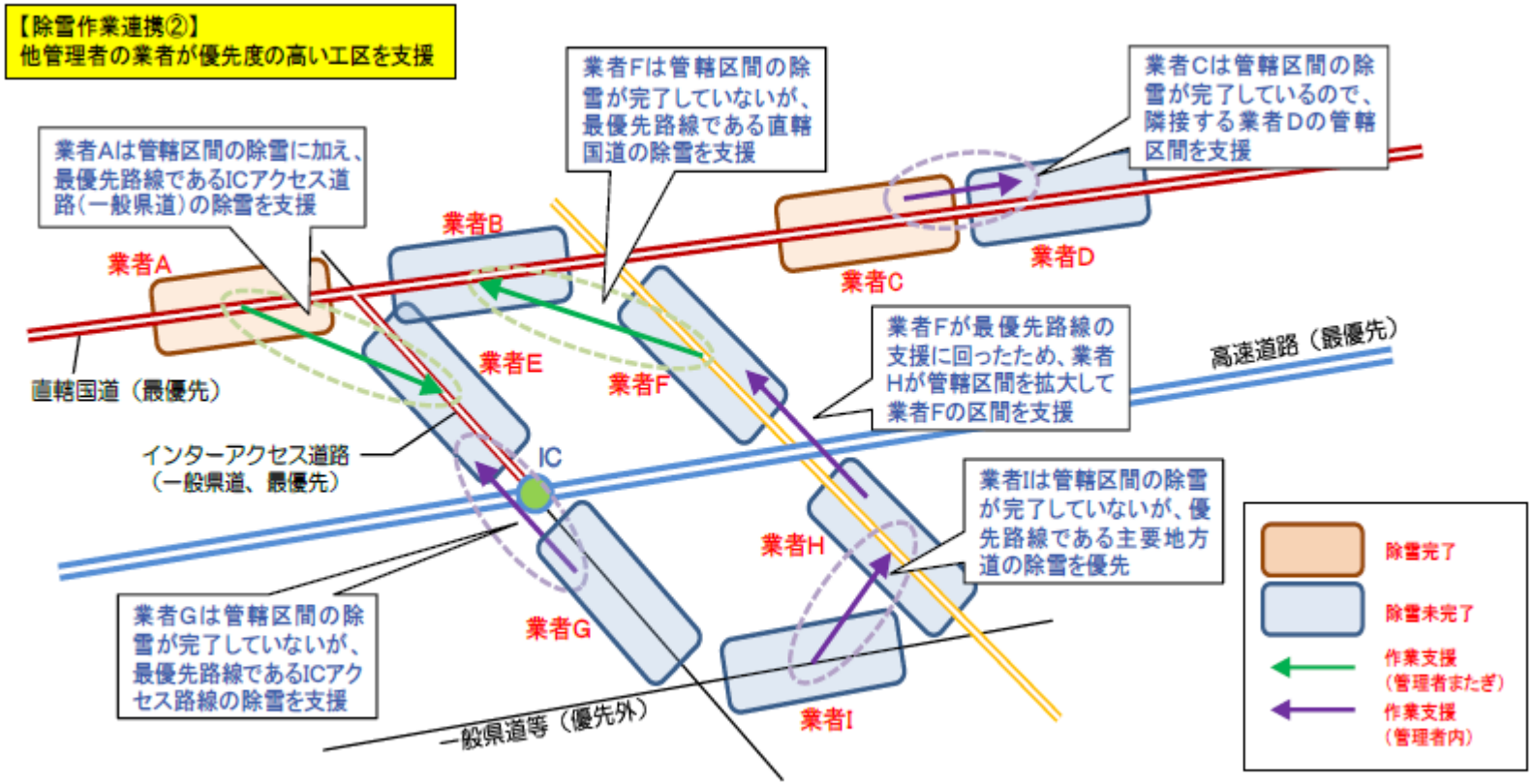
※異常降雪とは、非常体制発令に匹敵する程度（30cm 以上）の降雪をいう。

③非常体制発令から災害対策本部体制の除雪

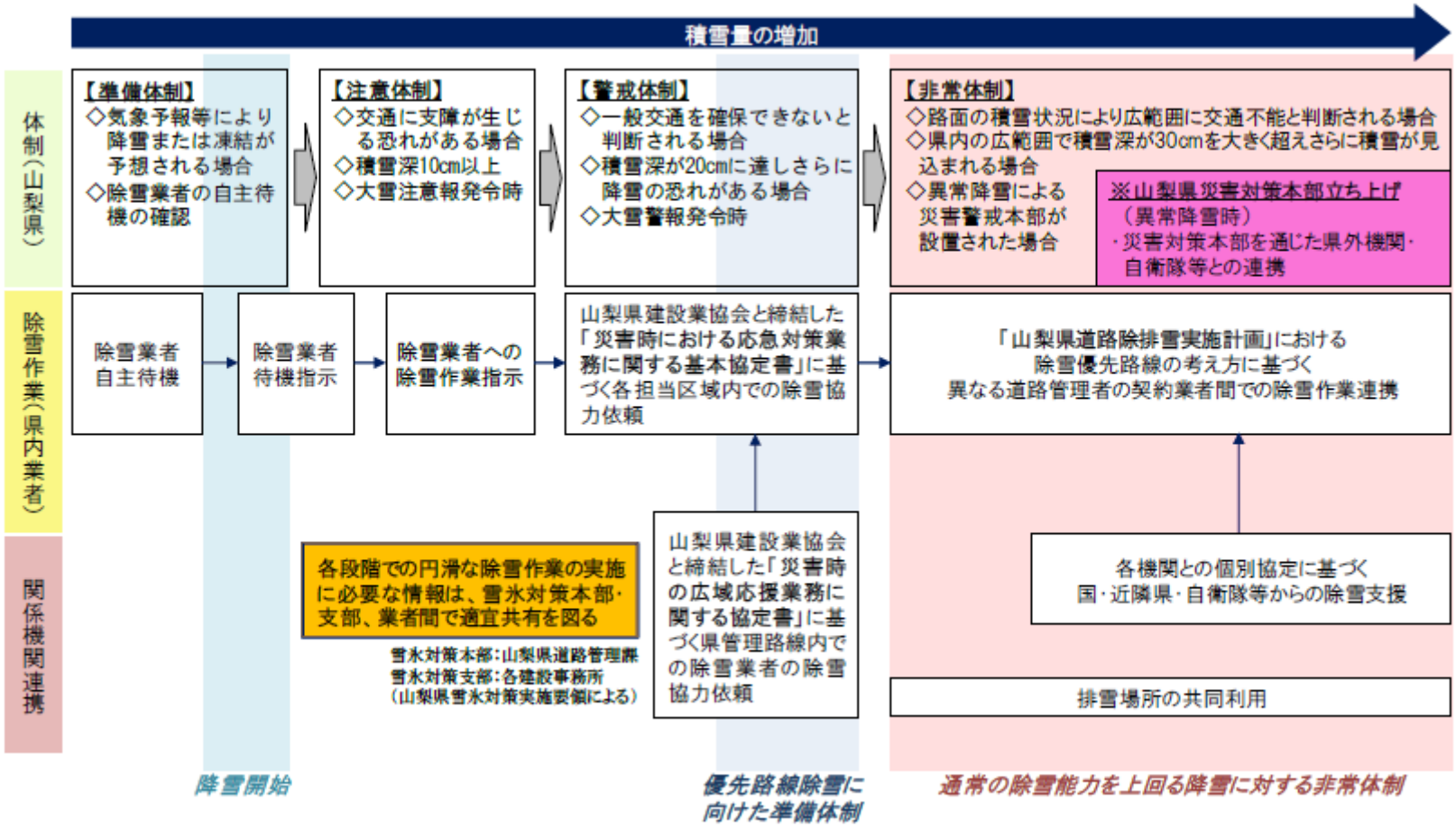
1．業者間相互応援による除雪作業実施例（同一管理者の路線間）



2. 業者間相互応援による除雪作業実施例(他管理者の路線間)



3. 除雪体制移行に応じた除排雪の流れ



Ⅲ.雪氷対策期間における交通対策

・事故防止および早期の円滑な道路啓開に向けた制限

1.冬用装備に関する指導

交通管理者と協力し、スタック車両や事故の発生を抑制することを目的として、冬用タイヤまたはチェーンの装着を啓発する。状況に応じ、これらを装着していない車両に対して通行を制限する指導を行うこととする。

2. 除雪作業に伴う交通制限

・雪崩発生時および発生が予見される場合
・スタック車両が発生した場合および発生が予見される場合
・事故が発生した場合および発生が予見される場合
・その他道路管理者が除雪作業に際して必要と判断した場合

道路法第46条に基づき、
道路管理者による通行規制を行う。